

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年3月28日付けで提起された上記処分庁の保護廃止処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁の保護廃止処分を取り消す。

事 実

処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき、平成25年1月28日付けで保護を廃止する時期を同年[REDACTED]月[REDACTED]日とする保護廃止処分（以下「本件処分」という。）を行い、同年1月28日に請求人に保護廃止決定通知書で通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

請求人は、現在失職中であり、病気で通院中のため、生活保護を受給していたところ、処分庁は、[REDACTED]年間仕事が見つからないのは請求人のせいということで、本件処分を行った。

しかし、病気を治し適職が見つかり、収入があるまでは本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求却下（棄却の誤りと思われる。）の裁決を求めるというものであって、同庁は、その理由としておおむね次のとおり主張した。

請求人に対し、援助方針に基づき、法第60条に規定する生活上の義務について、再三、口頭指導を行うも指導に従わないことから文書指導を行ったが、これにも従わないため、法第62条第3項の規定に基づく保護の変更をするに当たり、弁明の機会を与えた。

請求人は、病気を理由に義務を遂行できなかったと弁明したが、病院へは行かず治療に専念することも怠っていたことから、ケース診断会議において、請求人が法第62条第1項の規定による保護の実施機関の指導指示に従う義務に違反するとして、同条第3項の規定に基づき保護の廃止を決定したものであり、処分庁の判断は、適正かつ公平に行われたものと考えている。

3 事実認定

本件処分については、請求人及び処分庁の主張並びに審査庁の調査により、次の事実が認められる。

(1) 処分庁は、請求人について、生活困窮を理由として、平成 年 月 日から法による保護を開始した。

また、同月 日、 福祉事務所（以下「事務所」という。）の職員が、請求人の病状把握のために、主治医を訪問し病状調査を行ったところ、傷病名は であり、「通院治療しながら中労働等の就労に支障なし」とのことであった。

さらに、同月 日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、保護の開始に当たっての請求人に対する援助方針について、「医療機関への定期通院及び病状に応じた就労指導の実施」とした。

(2) 事務所の職員は、平成 年 月 日、請求人宅を訪問し、請求人に対し、積極的に求職活動を行うよう口頭で指導した。その後、平成 年 月 日及び同年 月 日にも請求人宅を訪問し、請求人に対し、求職活動について、口頭で指導した。

また、事務所の職員は、同年 月 日の夜にパチンコ店で遊戯する請求人を確認し、同月 日、請求人宅を訪問し、請求人に対し、生活扶助の無



駄遣いを避けること及び「求職活動状況・収入申告書」を毎月提出することについて、口頭で指導した。

(3) 事務所の職員は、平成 〇〇年 〇月 〇日、請求人宅を訪問し、請求人から、同年 〇月分の「求職活動状況・収入申告書」のみ提出を受けた。

また、事務所の職員は、同年 〇月 〇日に請求人が事務所を訪れた際、また、同月 〇日に市内で請求人と会った際にも同年 〇月分以外の同申告書の提出を口頭で指導したが、請求人から、同年 〇月分以降の同申告書の提出はなかった。

(4) 処分庁は、請求人が、体調不良を理由に積極的な求職活動を怠り、また、市内のパチンコ店での遊戯に対し口頭指導を行ってきたものの改善が見られず、さらに、「求職活動状況・収入申告書」の提出の指導に従わないことから、請求人に対し、法第27条第1項の規定に基づき、平成 〇〇年 〇月 〇日付け「指導指示書」により、①法第60条の規定に基づき、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めること、②法第61条の規定に基づき、被保護者としての生活上（収入・支出・求職活動）の届出の義務を守ることの2点について、指導指示を行うこととし、同月 〇日に事務所の職員が請求人宅を訪問の上、請求人に上記指導指示書を交付した。なお、同日、同職員は、請求人から同年 〇月分及び 〇月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出を受けた。

(5) 処分庁は、同年 〇月 〇日に同年 〇月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出を、同月 〇日に同年 〇月分の同申告書の提出をそれぞれ請求人から受けた。

(6) 事務所の職員は、平成 〇〇年 〇月 〇日、請求人宅を訪問し、請求人から、同年 〇月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出を受けるとともに、請求人に対し、求職活動等について確認した。

(7) 処分庁は、請求人の状況について、平成 〇〇年 〇月 〇日付けで行った指導指示以前と変わりがなく、積極的な求職活動は見受けられないことから、平成 〇〇年 〇月 〇日、請求人に対し、法第27条第1項の規定に基づき、同日付けで「指導指示書」を交付し、自立に向けた積極的な求職活動を行うことについて指導指示を行った。

(8) 事務所の職員は、平成 〇〇年 〇月 〇日、請求人宅を訪問し、請求人に対し、改めて積極的に求職活動を行うよう口頭で指導した。



また、事務所の職員は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人宅を訪問し、請求人から、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日にハローワークに求人情報の閲覧のため 〇〇回行ったのみであり、平成 〇〇年 〇〇月は求職活動を行っていないことを確認した。

(9) 処分庁は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人が積極的な求職活動を行っておらず、文書指導事項に違反したと認められることから、法第62条第3項の規定に基づく保護の変更、停止又は廃止の決定を行うこととし、同日付けの同条第4項の規定に基づく弁明の機会を与える旨の文書を請求人に交付した。

(10) 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付け「指導指示書」による処分庁の指導指示以降、同月には、〇〇人くらいの知人への電話による求職活動を行い、同年 〇〇月 〇〇日頃に知人宅で 〇〇回の求職活動を行ったほか、同月 〇〇日にハローワークで求人情報を閲覧し、また、〇〇人くらいの知人への電話による求職活動を行い、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日にはハローワークで求人情報を閲覧するとともに職業相談を行ったほか、〇〇人くらいの知人への電話による求職活動、知人宅での 〇〇回の求職活動を行ったなどと弁明した。

また、請求人は、積極的な求職に結び付かなかった理由として、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日に医院に定期検査に行き、その後、同月末頃から体調を崩し、寝込んでしまったこと、平成 〇〇年 〇〇月に入り風邪をひき、求職活動を行えなかったことなど弁明した。

(11) 処分庁は、請求人に対し、援助方針に基づき、法第60条に規定する「生活上の義務」について再三口頭指導を行うも、請求人が当該指導に従わないことから文書指導を行ったが、当該文書指導にも従わなかったこと、請求人は病気を理由に義務を遂行できなかったと弁明するが、医療機関を受診しておらず、治療に専念することも怠っていたことが、いずれも法第62条第1項の規定による義務に違反したときに当たることから、同条第3項の規定により、平成25年1月28日付けで本件処分を行い、同日、請求人に通知した。

4 審査庁の判断

(1) 法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る



資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法第27条において、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるかとされている。

さらに、法第62条第1項において、被保護者は、保護の実施機関が法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ、同条第3項において、保護の実施機関は、被保護者が法第62条第1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるかとされている。

- (2)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第11の2(4)においては、「当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第11の問1の答において、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合であって、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をする時の基準(以下「処分基準」という。)が定められており、保護の廃止については、次のいずれかに該当する場合に行うこととされている。

ア 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

イ 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

ウ 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

- (3) これらを本件についてみるに、処分庁は、上記3(1)のとおり、請求人の病状把握のための病状調査における「通院治療しながら中労働等の就労に支障なし」との結果を踏まえ、法第27条第1項の規定に基づき、平成■■■■年■■月■■日付け指導指示書により、①法第60条の規定に基づき、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努



めること、②法第61条の規定に基づき、被保護者としての生活上（収入・支出・求職活動）の届出の義務を守ることの2点について、指導指示を行い、また、同年■月■日付け指導指示書により、自立に向けた積極的な求職活動を行うことについて指導指示を行っている。

これらの指導指示については、法による保護を受けるため、請求人が法第4条第1項に規定する能力の活用の要件を満たす必要があることから行ったものであり、何ら違法又は不当な点はない。

次に、本件処分についてである。

まず、上記（2）アの処分基準については、「最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。」とされているが、上記3（3）から（6）までのとおり「求職活動状況・収入申告書」を提出するとともに、ハローワークでの職業相談などの求職活動を行っていることが見受けられることから、「最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反」が明確にあったとまではいえない。

なお、請求人が処分庁に対して立入調査拒否又は検診命令違反を行ったとする事実も見受けられない。

したがって、請求人は、上記（2）アの処分基準に該当するとはいえない。

次に、上記（2）イの処分基準についてであるが、当該処分基準は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に係るものであり（法第78条）、申請人にそのような事実は見受けられないから、請求人は当該処分基準に該当するとはいえない。

次に、上記（2）ウの処分基準についてであるが、上記したとおり請求人が「求職活動状況・収入申告書」を提出するとともに、ハローワークでの職業相談などの求職活動を行っているなど指導指示に従っている事実を踏まえると、「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難である」とまでは認められないから、請求人は当該処分基準に該当するとはいえない。

（4）以上のことから、本件審査請求には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。



平成26年2月25日

茨城県知事 橋本

